



石狩市

No.26 2021年6月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 消費生活センター
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL : 0133(72)3191 FAX : 0133(72)3199

消費生活センター便り



消費者月間パネル展を開催しました！

市では例年、消費者庁が主唱する5月の消費者月間に合わせて「消費者大会」を実施し、消費生活に関する身近なテーマで専門講師を招いた研修会や講座を開催するほか、市内各地での街頭啓発やパネル展で消費者トラブルの注意喚起を行い、市民の皆様への啓発を強化してきました。

しかし、残念ながら昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により予定していた講演会は中止となってしまう、今年はパネル展のみ規模を縮小して開催しました。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所のみでパネル展を開催しました



「よくわかる相続」や「原状回復のてびき」などの各種てびきを置きました



各種パンフレットは市役所1F消費生活センターで配布しています



密を避けるため例年よりパネル数を減らしての開催となりました

10月に開催！「相続が争族にならないために」講演会について

5月31日に開催を予定していた石狩市消費者大会講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。開催を楽しみにしていた皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。改めて下記の日程で開催を予定しておりますので、近くなりましたら広報等でお知らせいたします。

知っておきたい⑦「相続が争族にならないために」

日時：令和3年10月20日(水) 13:30~15:30

場所：市役所4階 401・402会議室





5月は消費者庁が主唱する消費者月間

【消費者月間テーマ】

“消費”で築く新しい日常

“消費”で築く新しい日常



5月は消費者月間

2022年4月から成年年齢が18歳に!



新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、マスクを始めとする生活用品の買い占め、買いだめなどが発生しました。また、個人等による誤った風説や心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法等により、合理的でない消費行動や新たな消費者被害が発生しています。

このような現状を踏まえ、「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。

自分の消費行動を見直しながら、新しい生活様式を実践していきましょう!

消費者庁のホームページで消費者月間に関する情報を確認することができます。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2021/



還付金詐欺にご注意!!

石狩市のお宅に市役所職員をかたり「**介護保険料の還付金がある**」という還付金詐欺と思われる電話があったという情報が複数件寄せられています。

相手方は生年月日などの個人情報を入力しており、信用させて、どこの金融機関に口座があるのかを聞きだしその情報を伝えると、**050 から始まるコールセンターの番号を伝えられ**、そこに電話するように指示されたそうです。

このような電話では手続のために、ATMに行くように指示されますが、**ATMでは還付手続はできません**。不審な電話はすぐ切り、警察などに連絡をしてください。



「こまったな...」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター

石狩市役所1階(平日 午前10時~午後4時)

※ 土日祝日の電話相談は消費者ホットラインへ

☎0133-75-2282

消費者ホットライン **188** いやいや! 馬鹿なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。